

上三川町木材利用促進方針

制定 令和6年3月22日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条の規定（同条第4項を除く。）に基づき、町内の建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項を定めるものである

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

森林は、良質な水を育む水源かん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、土砂災害防止など、町民のみならず国民のより良い生活環境を実現するとともにその環境を持続的に維持するための公益的な機能を有している。

森林の公益的な機能を持続的に維持するためには、単に森林を保護するだけではなく、森林を適切に伐採して木材を利用し、その後植林して育てるという、自然が有する資源をわれわれ人間が生きるために有効に利用するという、本質的な資源の循環をさせなければならない。

そのため、公共建築物における木材の利用に取り組むほか、公共建築物以外の建築物における木材の利用を促進させることで、林業及び木材産業の成長産業化のみならず脱炭素社会の実現のため、本方針に定める各種施策に取り組む。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

ア 公共建築物に木材を利用することにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材その他家具（じゅう器を含む。）等の素材としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できることから、木造・木質化[※]（以下「木質化」という。）を促進するものとする。

イ 公共建築物に木材を利用するに当たっては、計画、設計その他企画の段階から、建設、維持管理及び解体に係るコスト、いわゆるライフサイクルコストを低減させることについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値も考慮しつつ、質耐火部材等の活用も含めて、木材の利用の促進に努めるものとする。

(ア) 建設コストの低減については、トラス等の架構形式の工夫を図るものとする。

(イ) 維持管理コストの低減については、部材の点検、補修及び交換が容易な構造とする工夫を図るものとする。

(ウ) 解体及び廃棄のコストの低減についても、十分検討するものとする。

ウ 公共建築物の木質化に当たっては、当該建築物の用途及び規模に適した木質化が行われるよう、構造その他の架構形式等に求められる規格、性能を有する木材の円滑な調達に向けて、企画段階から準備を行うなど、長期的な計画をもとに設計や調達を行うものとする。また、一般に流通している木材では対応できない特殊な規格の木材を使用する場合や、自己所有林の木材を伐採、製材して使用する場合など、木材の調達に特殊性が伴う場合には、木材の調達と建築工事とを分離して発注するなど、発注方法の工夫により、木材調達と建築工事の円滑な執行を図るものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

町及び建築関係事業者その他木材を利用する建築に携わる者は、住宅の整備主体に対し、住宅の木造化[※]及び木質化[※]に関する情報の提供に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主と

なる事業者等に対し、積極的な周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合は、法の目的及び基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

4 森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の活用

公共建築物及び公共建築物以外の中大規模建築物の木質化に当たっては、県産木材[※]で調達可能な木材の規格及び品質を熟知した上での設計及び施工並びに木材の調達を行うことが重要であることから、建築物の発注者、設計者及び施工者は、県内の森林施業、製材及び建築に精通した木材コーディネーター人材の助言を活用することができる。

5 木材の利用の促進の啓発

町は、関係団体と連携し、町民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、木材の利用の効果について普及啓発に努めるものとする。

第3 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 町が整備する公共建築物の木質化の促進

(1) 町が整備する公共建築物において、木造化を促進する。特に、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物については木造化に努め、当該公共建築物の用途、利用形態を考慮した上で整備を進めるものとする。

(2) 全面的な木造化が困難な場合は、当該公共建築物の用途、利用形態を考慮し、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令（以下「建築基準法等」という。）に定める構造、防火性能を確保した上で、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等との混構造により、構造体の一部木造化に努めるものとする。

(3) 木質化（木造化を除く。）に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 建築基準法等の内装制限（以下「内装制限」という。）を受けない建築物については、特に積極的な利用に努める。

イ 内装制限を受ける建築物については、一部（避難経路、火気使用室等）を除き通常の木材が使用可能であることから、床、腰壁部分の木質化に努める。

ウ 壁面を木質化するときは、概ね壁面面積の30%以上となるよう努める。

2 使用する木材

(1) 町及び県産木材の使用

木質化を行う際に使用する木材については、県産木材とする。ただし、形状や構造性能等により、県産木材による調達が困難な場合は、この限りでない。

(2) 構造材の規格

構造材については原則としてJAS材^{*}又はJAS相当材とし、一定の基準を満たす木材とする。

なお、JAS相当材は、次のいずれかを満たすものとする。

ア 栃木県木材業協同組合連合会の格付士により評価（目視等級区分）された木材

イ 公的機関又は認定されたグレーディングマシン（性能評価機器）により評価（機械等級区分）された木材

3 物品等への木材の利用

建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令及び建築物の個別的性質から木材を使用できない場合であっても、机、椅子、書庫、展示台その他物品について、木材を用いた製品の使用に努める。

4 公共土木施設等における木材の利用

公共土木施設等については、施設の特質や用途に応じ、木材の特性を活かしながら県産木材の利用の促進を図るものとする。

5 庁内の推進体制

町は、関係課（室、局を含む。）と木材の利用の促進に向けた連絡調整を図るものとする。

6 環境に配慮した木材調達の推進

木材の調達は、県が定める「栃木県公共事業環境配慮指針」及び「栃木県グリーン調達推進方針」を参考に行うものとする。

※用語の定義

用語	定義
県産木材	原料となる素材が栃木県産であり、その産地証明がなされた木材をいう。
木造化	建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、床等）が木造であることをいい、集成材やCLT等による木造を含む。
木質化	建築物の内外装等に木材を用いることをいう。
木造・木質化	木造化及び木質化のことをいう。
JAS材	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175条。略称は「JAS」という。）に規定する規格に準拠した一定の品質・性能が担保された木材・木質建材をいう。